

平成30年11月12日

年金の在職支給停止に伴う支給額の誤りについて

2以上の実施機関（地方公務員共済組合、日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団）から年金を受けている方の在職老齢年金について、一部の年金受給者の方の年金支払額が誤っていることが判明しました。

対象となる年金受給者の方には、ご迷惑をお掛けすることとなり、深くお詫び申し上げます。なお、対象となる年金受給者の方には、既に事情を説明したお詫びの通知を送付しています。

1. 概要

平成27年10月の被用者年金制度の一元化により、2以上の実施機関から年金を受けている方の在職老齢年金支給停止については、それぞれの年金額を合算した上で、支給停止額を計算することになりました。この新しい支給停止への移行に当たっては、年金支給額が著しく変動しないよう、配慮措置が取られています。

この度、配慮措置等の対象となる方の一部について、配慮措置等の計算に必要な情報が誤っていることが確認され、その誤った情報を日本年金機構及び日本私立学校振興・共済事業団に当連合会が提供していたため、これらの方の日本年金機構が支給する年金及び日本私立学校振興・共済事業団が支給する年金について、正しい在職老齢年金の計算が行われず、誤った年金額が支給されているという事象が判明いたしました。

2. 原因

当連合会で配慮措置等の計算に必要な情報を作成する際、プログラム不備のため、情報が正しく作成されていなかったことが原因です。

3. 影響

(1) 未払い

	日本私立学校振興・共済事業団
影響受給権者数	1人
総額	0.4千円
平均額	0.4千円

※ 総額及び平均額は、百円未満を四捨五入しています。

(2) 過払い

	日本年金機構	日本私立学校振興・共済事業団
影響受給権者数	3,364人	204人
総額	35,440千円	2,591千円
平均額	11千円	13千円

※ 総額及び平均額は、千円未満を四捨五入しています。

4. 対応

- (1) プログラム不備については、当連合会で既に修正を行うとともに、日本年金機構及び日本私立学校振興・共済事業団に対して正しい情報を提供しました。
- (2) これにより、日本年金機構及び日本私立学校振興・共済事業団では、正しい情報に基づき、あらためて支給額の計算及び支給等の処理を行い、それぞれの年金の支払い等で調整をしていただくようお願いをしております。
- (3) 当連合会では、今回の事象を分析して、事故防止策として確認作業等をさらに徹底していくこととします。

《地方公務員共済組合連合会の情報提供の不備等に関するお問い合わせ先》

地方公務員共済組合連合会 年金業務部

電話番号 03-3470-9717・9723

受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 9時～17時15分